

令和8年第8回農業委員会総会議事録

令和8年8月18日（火）第8回総会を市役所南庁舎1階会議室1Cに招集した。

農業委員 17人

会長	18番	神山 順一	会長職務代理者	1番	奥津 賢司
2番	安達 利延	3番	赤井 勝利	4番	小田 正廣
5番	西村 勉	6番	信谷 昌吾	7番	梶原 洋子
8番	藤川 雅			10番	山田 修久
11番	後藤 保夫	12番	清本 敬二	13番	井藤 孝久
14番	平 利一	15番	奥津 忠和	16番	森 立夫
17番	磯田 高行				

推進委員 8人

1番	谷岡 貴寿	2番	兒玉 公治	3番	道繁 要
4番	谷 房子	5番	三輪 金樹		
7番	山田 條一			9番	逸見 弘
10番	妹尾 元弘				

欠席委員 3人

9番	仲田 清志	6番	妹尾 良和	8番	大原 砂利
----	-------	----	-------	----	-------

議事

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第33号 農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について

報告事項 農地改良届について
完了届について

協議事項

その他

事務局職員（書記）

局長	小寺 俊一
主幹	福田 洋介
主査	久川 一生

(開会時刻 午前10時30分)

福田主幹	ただいまから新見市農業委員会第8回総会を開催いたします。本日の出席は、25名、欠席9番仲田委員、推進委員6番妹尾良和委員、推進委員8番大原委員です。では、神山会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆さん、おはようございます。今日は、総会后、農地パトロールを行います。議案は少ないのですが、活発な意見及び慎重な審議をいただき、スムーズに進行していきたいと思いますのでよろしくお願いします。
福田主幹	それではこれからの進行は、会長よろしく願いいたします。
会 長	それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、3番赤井委員、4番小田委員にお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第31号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
久川主査	農地法第3条につきました今回の議案についてでございますが、第3条の申請が4件ございました。 それでは、1番でございます。現地確認を8月6日に行っております。場所は大佐小南、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。 譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、本申請地は畑として利用されており、譲受人が贈与により譲り受けた後も引き続き耕作することで双方合意に至ったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。この件について、関係地区委員の説明を求めます。11番。

後藤委員	1 1 番後藤です。8 月 7 日に梶原委員、磯田委員、山田推進委員と確認いたしました。場所は、県道新見勝山線●●交差点から勝山方面へ2 キロ進んだ左側に●●●●●●があります。そこから西へ3 0 0 m行くと●●●●●●がありその裏にありました。以上です。
会 長	関係地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第3 1 号1 番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、2 番について、事務局の説明をお願いします。
久川主査	次に2 番でございます。現地確認を8 月 5 日に行っております。場所は哲西町矢田、現況地目は田4 筆、畑5 筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻と果樹、作業従事者は2 人でございます。次に農地法第3 条第2 項各号の状況でございますが、まず、第1 号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2 号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3 号につきまして信託ではないので適用はございません。第4 号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5 号、貸借ではありませんので該当はございません。第6 号ですが、本申請地は、申請地近隣の家を市外に住む譲受人が購入することに伴い、申請地も譲り受け耕作するという事で双方合意に至ったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3 条第2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。1 5 番。
奥津(忠)委員	1 5 番奥津です。確認日は、8 月 1 1 日、奥津委員、妹尾推進委員と私

	で確認しました。場所は、●●●●●から新見方面へ旧道を50m行ったところを右へ300m進んだ左手にありました。田の5筆、綺麗に草刈りがされておりました。●●●番●は一部宅地で家が建っておりまして。畑3筆は●●●●●の前の山の上にありました。綺麗にしてありました。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。
久川主査	●●●番●について事務局から補足させていただきます。(委員の説明にあった家の)建物につきまして、農機具用倉庫でかなり古いものが建っています。母屋とは離れた独立したもので、電気なども通ってないものです。以上です。
会 長	事務局から説明がおわりました。ほかにご意見、ご質問ございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第31号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、3番について、事務局の説明をお願いします。
久川主査	次に3番でございます。現地確認を8月5日に行っております。場所は哲西町上神代、現況地目は田5筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は3人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人(ゆずりうけにん)は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、元の所有者は死亡しており、申請地は相続放棄となっていることから、相続財産の清算人である譲渡人

	が申請地近隣を耕作している譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。 よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。この件について、関係地区委員の説明を求めます。15番。
奥津(忠)委員	15番奥津です。確認日、確認者は2番と同じです。場所は、●●●から国道を新見方面に100m行ったところを右手に200m入ったところに橋があり、そのところに2筆、川沿いに200mから300m進んだ右手に2筆、川を挟んで左手に1筆ありました。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第31号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手多数) 賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、4番について、事務局の説明をお願いします。
久川主査	次に4番でございます。現地確認を8月6日に行っております。場所は大佐布瀬、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、本申請地は、以前から譲受人とその家族が数十年にわたり

	耕作管理している農地で、この度贈与により取得して耕作を行うことにしたものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。この件について、関係地区委員の説明を求めます。17番。
磯田委員	17番磯田です。確認日は、8月7日梶原委員、後藤委員、山田推進委員と私の4名で行いました。場所は、県道新見勝山線●●●●交差点から県道北房川上線を南に6キロ●●地内の●●●●●●横、県道と市道の分岐地点近くに申請地がありました。問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第31号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手多数) 賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第32号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
久川主査	農地法第5条の申請につきまして、申請が3件ございました。 それでは、1番でございます。現地確認を8月6日に行っております。場所は大佐小阪部、現況地目は畑1筆で、転用目的は住宅用地です。転用理由ですが、現在、賃貸アパートに家族3人で居住していますが、子供の成長につれ手狭となっており、申請地の隣接地に実家があり、なにかと助け合うことができることから、申請地を借受人の父親である貸付人から借受け、自己の住宅（木造平屋建て）を建設したいものです。契約の種類は使用貸借権です。工事期間は令和8年9月15日から令和9年5月15日です。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地 と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への

森委員	16番森です。確認日は8月8日、西村委員、三輪推進委員、私の3人で確認しました。場所は、●●●から旧道へ入り岡山方面へ200m進んだところにありました。問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。11番。
後藤委員	事務局へ問います。転用目的が1番は住宅用地、2番は宅地ですがどのように解釈すればよいのですか。
久川主査	申請書に記載されているものを転用目的欄に記載しております。今後、宅地に統一いたします。
会 長	他に、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第32号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、3番について、事務局の説明をお願いします。
久川主査	次に3番でございます。現地確認を8月6日に行っております。場所は大佐布瀬、現況地目は畑1筆で、転用目的は墓地です。転用理由ですが、譲受人の墓地は、現在自宅から離れた場所にあり維持管理が難しくなったため、管理が容易な自宅近くの申請地を譲り受け墓地を移転するものです。契約の種類は贈与による所有権移転です。工事期間は許可日から令和8年11月30日です。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、分筆等手続費、移設費用は記載のとおりで、すべて自己資金によるものです。 以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。この件について、関係地区委員の説明を求

	めます。１７番。
磯田委員	１７番磯田です。先程の件と同じですが、畑の一部を墓地にするものです。場所は、県道新見勝山線から●●交差点を下り県道北房川上線を南へ６キロ先●●●●●横の県道と市道の分岐点近くにあります。問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。
奥津(忠)委員	元の畑自体は何㎡あるのか？
磯田委員	４６６㎡の中に墓地を作る。２０㎡。
奥津(忠)委員	４６６㎡のうちの２０㎡。分筆が済んでいる（上記回答について了承）。
久川主査	すみません。分筆前の面積（の資料）がすぐ（手元に）ないのですが、分筆後の面積と地番で申請が出ております。以上です。
会 長	他にご意見、ご質問ございませんか。 （意見、質問なし） 無いようですので、議案第３２号３番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
全 員	（挙手多数）
会 長	賛成多数と認め、本案件は許可妥当とします。なお、５条の議案については面積が３０ａ未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。
全 員	「よろしい。」
会 長	それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。続きまして、議案第３３号農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について、事務局の説明をお願いします。

小寺局長	議案第 3 3 号農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について、新規について 3 件、再設定について 1 件でしております。新規につきましては、 1 番、馬塚地内、田 4 筆 3 年間使用貸借。 2 番、神郷下神代地内、田 1 筆 5 年間使用貸借。 3 番、神郷高瀬地内、田 4 筆 5 年 3 か月賃貸借。 新規については、以上です。
会 長	新規について、関係地区委員の説明を求めます。推進委員 3 番。
道繁委員	推進 3 番道繁です。8 月 1 3 日に平委員と現地確認しております。場所は、国道 1 8 0 号を千屋方面へ北上すると●●●●●があります。そこから 1 キロ北上し、橋を渡り突当りを右に 3 0 m 先に 3 筆あります。戻り、突当りを左に 5 0 m 先の市道の下に 1 筆あります。どの圃場も綺麗にされておりました。
会 長	続いて、6 番。
信谷委員	6 番信谷です。大原委員が欠席ですので代わりに 2 番 3 番を説明いたします。確認日は 8 月 8 日、仲田委員、大原推進委員、私の 3 名で行いました。2 番の場所は、●●●●●●●の●●●●北側の農道を新見方面に 3 0 0 m 行ったところにありました。作付けされており問題ないと思います。3 番の場所は、神郷高瀬地内●●●●●●●があります。そこを北側に 1 0 0 m 行ったところに●●●●●がありその東側へ 4 筆ありました。作付けされておりました。問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第 3 3 号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、本案件は決定とします。続きまして、再設定について、事務局の説明をお願いします。

小寺局長	再設定が1件出ております。哲多町大野地区、田5筆3年間使用貸借。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。以上です。
会 長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。
逸見委員	8月11日に現地確認しました。●●●●と●●●●●●●●●●の中間地点の●●●●周辺にあります。水稻が作付けされ管理されておりました。今後適正に管理がなされるものとおもいます。以上です。
会 長	本案件、再設定なので特に補足的な新しく変わったところがあればそのまま流していただければ結構なので、よろしくお願いします。 再設定について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第33号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、再設定は決定とします。続きまして、農地改良届について、事務局の説明をお願いします。
久川主査	農地改良の届出が1件ございました。現地確認を8月6日に行っております。それでは1番でございます。場所は石蟹、現況地目は田1筆でございます。申請理由でございますが、先程5条申請で申し上げました本申請地北側に申請者の娘夫婦が住宅を建築するため、東側耕作地への農機具の出入口を確保するため嵩上げするというもので、改良高、改良面積は記載のとおりです。期間は令和8年9月10日から令和8年9月30日までです。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。
森委員	16番森です。先程の農地法5条2番の件ですが、手前に住宅ができることで、奥側の田へ行く農道を確保するために嵩上げするものです。

会 長	続きまして、完了届について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	完了届が4件でしております。 1番、哲多町花木地内、農地法第4条、農地改良嵩上げ 総会日令和6年6月18日、完了日令和8年6月30日 2番、哲多町花木地内、農地法第4条、嵩上げ、農道、法面の整備 総会日令和6年6月18日、完了日令和8年6月30日 3番、哲多町花木地内、農地法第4条、農道、法面の整備 総会日令和6年6月18日、完了日令和8年6月30日 4番、哲西町大竹地内、農地法施行規則第29条、農機具倉庫 総会日令和7年10月16日、完了日令和8年3月31日 以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。
安達委員	2番安達です。確認日は8月10日、1, 2, 3番しております。一連の土地になります。一括で完成しており作付けもされておりました。
奥津(賢)委員	1番奥津です。確認日8月11日、農機具倉庫ができておりました。以上です。
会 長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。
小寺局長	協議事項が何点かございますので10分ぐらい休憩をとりたいと思います。
会 長	事務局から提案がありましたので、ここで休憩とします。11時15分までとします。
	～ 休憩 ～
会 長	再開します。事務局お願いします。
小寺局長	この後の農地パトロール予定について。
久川主査	本日の歓迎会について。

会 長	最近、総会の中で個人名がでることが多いです。議事録等に関係するの で皆さん気を付けて、申請者とか譲受人であるとか、個人名がでないよう に注意していただくようにお願いします。 もう 1 件、農業会議から熊本地震の義援金募集について。 続きまして、その他ですが事務局からありますか。
後藤委員	事務局へ質問です。本日、地図航空写真をいただきましたがなぜ名前が 入ってないのですか。特に宅地、名前が入ってない。以前は入ったものを いただきました。（場所を）探し出すのに困る。 野帳について、A 分類の欄、農機具に丸印をしていたものが今回は、そ の記載がありません。農機具が入るか入らないかの印ですがこれは全部調 べていたのですが、今回丸印がないのでわかりません。何年もかけて調べ たのでそれを出してほしい。 農業委員の名簿一覧を以前はいただいております。今回新体制の名簿 をいただけていないので新任さんの連絡先がわかりません。
小寺局長	地図、野帳については対応し差替えるようにいたします。委員名簿につ きましては、準備しお配りいたします。
会 長	地図、野帳ほか U S B でデータをもらうとか、地図等できれば、または、 アクセス権をもらえれば作業がしやすくなるを考える。タブレットの使用 とかいかがでしょうか。現状を変えていく必要がありますので、アクショ ンをしていきたいと思います。検討していただきたい。 続いて、小田委員、共有事項をお願いします。
小田委員	違法転用について、農業委員会では違法転用した者に対して何かこう権 利がない、前に進まない。以前は、物を建てたら撤去するように、農地に 戻すように、（是正勧告など）厳しいものでした。現在は何もなく、始末 書のみです。このような現状でよいのでしょうか。総会に原因者が来て謝 罪するとか、厳しくできるように、どのようにすればよいのか皆さんとで 考えたいと思います。
会 長	このような案件が次々と出てきて何年もそのままになっています。今 日、答えを出すのは無理だと思いますので、農地部会で方策、検討をする 会を設けたいと考えます。如何でしょうか。農地部会の日程を調整し、ま た、連絡し結果等は報告させていただきます。随時、皆さんも意見を挙げ ていただければ出来る、出来ないはありますが対応していきたいと思いま す。

福田主幹	次回の総会について、9月18日金曜日午前9時30分から、南庁舎3階大会議室で開催いたします。以上です。 (※1階1C会議室に会場を変更。9月の総会案内文に変更後の会場は記載している)
会 長	他に、何かありますか。意見、ご質問はございませんか。それではないようですので、閉会の挨拶を代理にお願いします。
奥津代理	(閉会挨拶)
(閉会時刻	午前11時40分)

令和8年8月25日作成

署名委員

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____